

令和2年度 第11回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和2年度第11回農業委員会総会日程表

日時 令和3年2月5日（金） 午後1時30分～
場所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 博

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可後の取消願について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
- 日程第7 諮問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について
- 日程第8 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員（16名）

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 尾藤元一 | 3 高橋忠明 | 4 横尾昇 |
| 5 押条和司朗 | 7 鈴木修三 | 8 篠原京子 | 9 星川俊夫 |
| 10 高橋博 | 12 眞鍋晴豊 | 13 鈴木博美 | 14 高橋藤信 |
| 15 鈴木和治 | 16 鈴木秀幸 | 18 則友祝幸 | 19 石川武将 |

出席農地利用最適化推進委員（22名）

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 2 石川茂 | 3 薦田悦男 | 4 森川雅之 | 5 石川俊治 |
| 6 佐藤保之 | 7 宇高勉 | 8 鎌倉静夫 | 9 尾崎之隆 |
| 10 喜井仁志 | 11 村上紘一 | 13 紀井正明 | 14 受川清男 |
| 15 河村一碩 | 17 鈴木一郎 | 18 眞鍋聖二 | 19 川上雅司 |

20 渡 辺 昇 21 越 智 寧 22 村 上 佳 清 23 近 藤 良 啓
24 高 橋 祥 志 25 鈴 木 敏 也

欠席委員（3名）

6 中 泉 敏 則 11 坂 上 宏 17 寺 尾 悟 志

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

1 脇 純 樹 12 三 宅 恒 久 16 合 田 篤 夫

出席した職員

事務局長 篠 原 敬 三 次 長 石 川 考 太 係 長 大 西 か お り
係 長 合 田 圭 係 長 三 村 真 都 華 主 査 金 子 愛 弓

第11回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和3年2月5日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

- 局長 みなさん、ご起立願います。
- 局長 「礼」ご着席ください。
- 局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。
- 会長 (会長挨拶)
- 議長 只今の出席委員数は、16名であります。
- 議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。
- 議長 よって、第11回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。
- 議長 これより、会議を開きます。
- 議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
- 議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、
- 6番 中泉 敏則 (なかいずみ としのり) 委員
- 11番 坂上 宏 (さかうえ ひろし) 委員
- 17番 寺尾 悟志 (てらお さとし) 委員
- から欠席届がありましたので、ご報告いたします。
- また、農地利用最適化推進委員の
- 1番 脇 純樹 (わき じゅんき) 委員
- 12番 三宅 恒久 (みやけ つねひさ) 委員
- 16番 合田 篤夫 (ごうだ あつお) 委員
- より欠席届がありましたので、お知らせいたします。
- 議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、
5番 押条 和司朗 (おすじょう かずしろ) 委員
7番 鈴木 修三 (すずき しゅうぞう) 委員
を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

議 長 報告を求めます。三村 真都華 (まどか) 君

三 村 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

番号1の案件については、令和2年12月27日解約。

番号2の案件については、令和2年12月2日解約。

番号3の案件については、令和3年1月7日解約。

番号4の案件については、令和3年1月7日解約。

番号5の案件については、令和3年1月14日解約。

以上、5件の解約通知がありましたので報告します。

議 長 以上で報告を終わります。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。合田 圭 (けい) 君

合 田 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号2の案件については、小作地開放による所有権移転で、経営の安定を目指すために申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。自己所有地に隣接し、一体利用するため申請されたもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号4と5の案件については、渡人と受人が、それぞれ同一人のため、まとめて説明します。

両件とも、父から後継者である息子への経営移譲です。

番号4については、贈与による所有権移転で、番号5についても、贈与による小作地の慣行小作権の移転です。許可後は、両件ともに野菜の栽培と水稻の作付けを予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、について質疑ありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可後の取り消し願いについて」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 真都華(まどか)君

三村 それでは、議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可後の取り消し願いについて」説明いたします。

番号1の案件については、昨年10月5日開催の農業委員会総会において、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」に係る審議で「許可」相当となりましたが、今回、申請人から「売買契約の解除」を理由に、「許可の取り消し願い」が提出されたことから、許可を取り消すものです。

なお、この案件については、「小作地開放による所有権移転」の許可でしたので、許可の取り消し後は、慣行小作権が元の耕作者である受人に戻ります。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいりません。

議長 番号1番、について質疑ありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可後の取り消し願
い」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求め
ます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請
に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 かおり 君

大西 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請
に対する意見について」説明いたします。

申請件数は10件で、すべての案件について、許可要件である「立地
基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件については、受人は不動産貸付業を営む法人ですが、受
人の関係企業法人が営む介護施設の利用者や関係者の駐車場が不足し
ていることから、受人が介護施設近隣の申請地に、駐車場を整備し、
関係企業法人へ貸し出すための申請地を譲り受けての駐車場建設で
す。なお、渡人は昭和38年当時、農地法等の専門的知識がなく、許
可を受けずに造成・物置建築等を行い現在に至っており、今回始末書
が提出されています。

番号2と3の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明し

ます。

受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、現在、申請地周辺地域での住宅建築の需要が高まっていることから、生活施設から近く、住環境の整った申請地を譲り受けての分譲宅地造成です。

番号4の案件については、受人は建設業及び不動産業を営む法人ですが、現在、申請地周辺地域での住宅建築の需要が高まっていることから、生活施設から近く、住環境の整った申請地を譲り受けての分譲宅地造成です。

番号5の案件については、受人は現在、賃貸共同住宅に居住していますが、生活施設から近く、住環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。

番号6の案件については、受人は、日当たりが良く、太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設です。

番号7の案件については、受人は葬儀社を営む法人ですが、現在、駐車場として利用している土地を返還することになり、代替の駐車場を確保するため、既存の駐車場に隣接する申請地を譲り受けての露天駐車場建設です。

番号8と9の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、現在、申請地周辺地域での建売住宅の需要が高まっていることから、生活施設から近く、住環境の整った申請地を譲り受けての建売住宅建築です。

番号10の案件については、受人は内装仕上げ及び板金工事業を営む法人ですが、現在の自宅兼事務所では資材置場等が手狭なことから、近隣である申請地を譲り受けての資材置場及び駐車場建設です。

番号11の案件については、受人は現在、賃貸共同住宅に居住してい

ますが、手狭になったため、実家に近い申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。なお、申請地のうち一筆については、渡人が2分の1、受人二人がそれぞれ4分の1の持分で所有します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番

委員 特に異議ありません。

議長 6番

委員 特に異議ありません。

議長 7番

委員 特に異議ありません。

議長 8番

委員 特に異議ありません。

議長 9番

委員 特に異議ありません。

議長 10番
委員 特に異議ありません。

議長 11番
委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手多数)

議長 挙手多数であります。よって、議案第3号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第6、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 真都華(まどか)君

三村 それでは、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画の承認について」説明いたします。

番号1の案件については、3年間の使用貸借です。

番号2から9については再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、番号2番から9番については再設定であります。

議長 これより、質疑にはいりません。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。
委員 申請地は、受人の住居から20m程度の距離のところに立地しており、耕作をするにも便利で、十分管理ができると思います。また、近隣の農業者に確認したところ、特に問題ないとのことですので、農地利用集積計画の承認に問題ありません。

議長 番号2番から9番までの再設定について質疑はありませんか。
委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第7、諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 愛弓(あゆみ)君

金子 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」説明いたします。

番号1の案件については、申請人より、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、所有地の一体利用地として利用する予定です。

番号2の案件については、申請人より、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、所有地の一体利用地として利用する予定です。

す。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特にありません。

議長 2番

委員 特にありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」は、「廃止しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第8、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 かおり 君

大西 それでは、諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」説明いたします。

番号1の案件については、個別除外の案件です。申請者は夫婦で賃貸共同住宅に居住し、農繁期には両親の農業の手伝いを行っております

が、将来を考え、新しく家を構えようと決断しました。今後起こりうる環境の変化に対応できるように、実家の近くで、宅地及び雑種地を探しましたが見つからず、申請者の父が所有する土地から検討しましたが、除外申請地以外に利用できる農地がなかったため、やむを得ず除外申請するものです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特にありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は、「変更しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は、「変更しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委員 (特になしとの声)

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 (事務報告)

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第11回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14 : 05)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 博

委 員 押 条 和 司 朗

委 員 鈴 木 修 三
